

仕 様 書

1 件名

「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」パンフレット及び「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」パンフレットの印刷

2 印刷仕様

(1) 「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」パンフレット

- ア 頁数 16頁
- イ 色数 4C／4C
- ウ 用紙 A3判 再生マットコート紙 A判70.5kg
グリーン購入法の基準に適合するもの
- エ 製本 中綴じ製本（A4判の仕上がり）、両面印刷
- オ 部数 4,000部
- カ 入稿 PDFデータ（CD-Rに保存して貸与）
- キ 校正 1回（色校正を含む）
- ク 納入形態 ①パンフレットを50冊単位で包装し、包装の外側1側面に印刷物の名称及び数量を表示の上、更に②4包装（200冊）ごとにカートン包装し、包装の外側1側面に印刷物の名称及び数量を表示

(2) 「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」パンフレット

- ア 頁数 12頁
- イ 色数 4C／4C
- ウ 用紙 A3判 再生マットコート紙 A判70.5kg
グリーン購入法の基準に適合するもの
- エ 製本 中綴じ製本（A4判の仕上がり）、両面印刷
- オ 編集 貸与する原稿の2か所を要編集
（①電話番号の記載を変更，②パンフレット発行年月の記載を変更）
- カ 部数 2,100部
- キ 入稿 PDFデータ（CD-Rに保存して貸与）
- ク 校正 1回（色校正を含む）
- ケ 納入形態

(ア) パンフレット

①パンフレットを50冊単位で包装し、包装の外側1側面に印刷物の名称及び数量を表示の上、更に②6包装（300冊）ごとにカートン包装し、包装の外側1側面に印刷物の名称及び数量を表示して納入

(イ) 編集済み原稿データ

入稿したデータを基に上記オの編集が終了した原稿データ（①公正取引委員会ウェブサイトへの掲示用PDFデータ，②印刷用PDFデータ）を，CD-R又はDVD-Rに保存して納入

3 成果物の納入

(1) 納入期限

平成30年9月28日（金）

(2) 納入場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室

4 作業上の遵守事項

- (1) 本件作業終了後、速やかに、貸与した原稿データを返却すること。
- (2) パンフレットに関する著作権は公正取引委員会に帰属しており、本件作業以外の目的で使用しないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上で決定する。

5 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

平成30年8月9日（木）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

FAX又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は、受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

エ 提出書類

- (ア) 見積書（2種類のパンフレット印刷の見積額の税込み総額を明示）
- (イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) その他

ア 見積り合わせの公示期間中，印刷対象のパンフレットの現物を上記(1)イの会計室用度係に常備するので，必要に応じて来訪し現物を確認することができる（持ち帰り不可）。

イ 見積書の提出をもって，別記の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

6 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：０３－３５８１－５４７４

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室

電話：０３－３５８１－１８９１

以 上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。